

八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業補助金交付要綱

平成25年11月12日施行

平成26年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等が地域生活に移行した当初における支援に関する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着化を支援することで福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入所施設

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

イ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

ウ 法第5条第1項に規定する厚生労働省令に定める施設

エ その他本市において、アからウまでの各施設と同様に取り扱うことを適当と認めた施設等

(2) 重度障害者等

市が援護を実施している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準告示」という。）第6-2-注1に規定する区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者等であって、本市が介護給付費等を支弁する者（ただし、東京都の区域外に所在する入所施設を退所した者については、障害支援区分等の如何を問わず、重度障害者等に該当するものとして取り扱うことができる。）

(3) グループホーム等

次のいずれかに該当するもののうち、市内に存するものをいう。

ア 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第15項に規定する共同生活援助を行うものとして、法第36条第1項の規定により、東京都知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所であって、その設置者が社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」というもの。）であるもの

イ その他、人員、設置及び運営の総合的な状況がアと同等又はそれ以上の水準にあると市長が認めたもの

(補助の対象)

第3条 この補助金は、入所施設を退所した重度障害者等を受け入れ、適正な運営を行っているグループホーム等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準省令」という。）及び算定基準告示等に規定する水準を超える人員配置を行う等、重度障害者等に対する適切な支援を実施する体制を有していると認められるものを設置する法人（以下「補助事業者」という。）を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、グループホーム等の運営に関する経費のうち、入所施設を退所して当該グループホーム等を利用する重度障害者等に対し、市長が認める適切な支援を実施するために必要な経費とする。

(補助額)

第5条 補助金の交付額は、重度障害者（入所施設を退所後、満1年を経過していない者に限る。）1人当たり月額100,000円とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象とする期間は、重度障害者等がグループホーム等に入居した日の属する月（平成25年4月以降に限る。）の翌月（月の初日に入居した場合は、入居した日の属する月）から数えて12月までの期間とする。ただし、入居後1年未満で重度障害者等が当該グループホーム等を退去した場合については、退去日が月の15日までである場合は、退去日の属する月の前月まで、退去日が月の16日以降である場合は、退去日の属する月までとする。

(補助金の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が定める日までに八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業費補助金申請書（第1号様式）に八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業事業計画書（第2号様式）その他関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは交付を決定し、その旨を八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）で通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の不交付)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するグループホーム等については、補助金の一部又は全部を交付しないこととし、その旨を通知するものとする。

(1) 毎年度当初において高額繰越金等を有するもの

(2) 法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(3) 本市及び東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(4) 本市と東京都による協議において決定されたもの

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は第14条第3号に規定する廃止の承認を受けたときは、市長が定める日までに、八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業費補助金実績報告書（第4号様式）その他関係書類を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を八王子市障害者地域生活移行・定着化支援補助金額確定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業完了後、前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者の請求に基づき補助金の確定額を交付する。

（事情変更による決定の取消し等）

第13条 市長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（承認事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 種目別の経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第15条 補助事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第16条 補助事業者は、市長の求めに応じ、事業の遂行の状況に関し、八王子市障害者地域生活移行・定着化支援事業状況報告書（第6号様式）により報告しなければならない。

(遂行命令及び遂行の一時停止命令)

第17条 市長は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に従わないときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条第1項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他交付の決定の内容、これに付した条件若しくは交付の決定に基づく命令又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第13条又は前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から補助金の返還金の納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。ただし、当該違約金の額が100円未満の場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらずこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

ない。ただし、当該違約金の額が100円未満の場合は、この限りではない。

(違約加算金の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの日において受領したものとする。

2 前条の規定により補助事業者が納付した違約加算金は、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整理保管)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(補助金交付の原則)

第25条 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りを原則とする。ただし、市長が特段の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。